

北海道大規模施設等協力支援金 について

北海道からの要請にご協力頂いた**1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者およびそのテナント事業者**の皆様に協力支援金を支給します。

概要

- 期間 令和3年5月16日から5月31日まで
※遅くとも5/18から実施。その場合、支援金は応じた日数で計算
- 対象地域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
- 対象施設 床面積1,000㎡超の大規模施設
および上記に係るテナント等
- 要請内容 営業時間を平日5～20時までに短縮、土日は休業
※イベントに準じた取扱いを要請する施設は21時まで
- 給付要件 全ての期間で道からの要請にしていること

裏面
ご参照

支援金額 (主なもの)

- 大規模施設等
 $1,000\text{㎡} \times \text{毎に} 20\text{万円/日} \times \text{時短率} \times \text{休業・時短日数}$
※自己利用部分面積に限ります。詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
<10以上のテナントを有する場合、以下金額を追加>
 $\text{テナント等の数} \times 2,000\text{円} \times \text{時短率} \times \text{休業・時短日数}$
- テナント等
 $100\text{㎡} \text{毎に} 2\text{万円/日} \times \text{時短率} \times \text{休業・時短日数}$
注 100㎡未満は2万円/日
※飲食店等を対象とした時短要請等への協力金との重複受給はできません。
※時短率 = 要請に応じて短縮した時間 / 要請前の営業時間
(道の要請を超えた各施設独自の時短・休業部分は対象になりません)

申請受付

- 郵送申請 令和3年6月1日より受付開始
- 電子申請 準備中(詳細は別途、道HPで公開します)

お問い合わせ

【コールセンター】011-350-7377
受付時間 平日 午前8時45分から午後5時30分まで
(6月は土日も開設)

営業時間短縮・休業要請の対象となる大規模施設

(1) 多数の者が利用する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	◆平日は、営業時間を5～20時まで、 土日は、休業とする。 ◆入場者の整理誘導等を徹底する。 ◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による 酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】
運動 遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬（車・舟）券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

(2) イベントに準じた取扱を要請する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム など	◆1,000㎡以上の施設は、営業時間を5～20時 (映画上映を含むイベント開催の場合は21時) までとする。 ◆入場者の整理誘導等を徹底する ◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内 ◆酒類の提供（利用者による酒類の持込を含 む）を行わない。【協力依頼】
集会 展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会 館 など	
ホテル 旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊戯施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	

申請に必要な書類

【大規模施設等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請する法人の確認書類
- ④施設の床面積（1,000㎡を超える）及び
休業面積が確認できる書類
※10以上のテナントを有する場合
入居するテナントの数が分かる書類
- ⑤営業時間の短縮及び
休業実施内容が確認できる書類
- ⑥振込先口座の通帳の写し

【テナント等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請者の確認書類
- ④大規模施設に出店していることが
確認できる書類
- ⑤店舗等面積が分かる書類
- ⑥当該大規模施設および自店舗の、営業時間
短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑦振込先口座の通帳の写し

その他

大規模施設運営事業者さまとの連携によりテナントリストの提出を受けること等で、テナント事業者の皆様の**必要書類を簡素化できる制度を検討中**です。

詳細は「北海道大規模施設協力支援金 申請の手引き」をご覧ください。